破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第９７号
宮城県大崎市古川二ノ構８番70号
債務者　鹿野　恵利
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１５２号
金沢市松村５丁目279番地　メゾン・ド・パルク101号、従前の住所金沢市辰巳町ロ105番地５
債務者　武田　政宣
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６２号
金沢市東山２丁目17番５号
債務者　中西　外義
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６３号
金沢市東山２丁目17番５号
債務者　中西元且子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１号
石川県小松市安宅町レ50番地13
債務者　難波　貴志
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第３２号
石川県小松市安宅町レ50番地13
債務者　難波　由佳
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第１４８号
兵庫県伊丹市荻野６丁目26番地１　サンガーデンルームⅡ104号
債務者　松山　真一
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３５７号
兵庫県西宮市生瀬町１丁目19番３号、前住所滋賀県大津市木戸1696番地の10
債務者　テーブルブックカンパニーこと　尾本昌弘
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３５８号
兵庫県西宮市生瀬町１丁目19番３号、前住所滋賀県大津市木戸1696番地の10
債務者　尾本　彩
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４５２号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―418号
債務者　長岡　啓二
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４５７号
兵庫県西宮市津門西口町10番12―201号
債務者　松林　英雄
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５９号
兵庫県豊岡市江本13番地　市営今森住宅２―410号室、前住所兵庫県豊岡市庄境128番地の１　光ハイツ７号
債務者　中瀬美智子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第６８号
佐賀県唐津市高島640番地１、住民票上の住所佐賀県唐津市富士見町９番19―201号　ゴールデンハイツⅥ
債務者　山﨑　隆子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第２２号
沖縄県名護市字二見219番地22　二見市営住宅201号
債務者　新垣　美紀（旧姓津波古）
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第２２７号
沖縄県那覇市首里久場川町１丁目112番地　久米松荘201
債務者　島袋　勝
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２３６号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目237番地
債務者　仲田　苗子
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部